

令和3年度

近畿地方整備局コンプライアンス報告書

令和4年3月

近畿地方整備局

(近畿地方整備局コンプライアンス推進本部)

< 目 次 >

はじめに	P 1
令和3年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画に基づく取組状況	
Ⅰ 発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持	P 2～ 8
1 法令の遵守及び綱紀保持の徹底	
Ⅱ 公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの 要請に適合するため必要な取組	P 9～15
1 公務員倫理の徹底	
2 服務規律の徹底	
3 ハラスメントの防止の徹底	
4 不当要求行為等への対応の徹底	
5 行政文書管理の徹底	
Ⅲ 職員のコンプライアンス意識向上の取組手法	P 16～23
1 コンプライアンスミーティングの開催	
2 コンプライアンスに関する研修の継続的实施	
3 コンプライアンスに関する講習会等の継続的实施	
4 所内会議等によるコンプライアンスに関する啓発	
5 「コンプライアンス等携帯シート」の配布・携帯	
6 内部ホームページ掲載によるコンプライアンスに関する事項の周知徹底	
7 コンプライアンス遵守メッセージの表示	
8 eラーニングシステムを活用したコンプライアンスに関する啓発	
9 退職予定者に対するコンプライアンスに関する事項の周知徹底	
Ⅳ 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証	P 24～27
1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等	
2 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開	
3 コンプライアンストレーニングの実施	
Ⅴ コンプライアンスへの取組に関する内部監査	P 28
Ⅵ コンプライアンス推進体制	P 29～34
1 コンプライアンス推進本部	
2 コンプライアンス推進室	
3 ブロックコンプライアンス・チーム	
4 事務所コンプライアンス・チーム	
5 コンプライアンス・アドバイザー委員会	
おわりに	P 35

はじめに

近畿地方整備局では、これまでに発生した各不正事案を踏まえた再発防止策をとりまとめ、綱紀保持の更なる徹底、入札・契約事務の改善などの対策を実施してきました。

また、平成24年10月に高知県内における国土交通省発注の土木工事に、公正取引委員会から省全体としての改善措置を求める要請を受け、国土交通本省においてとりまとめられた「当面の再発防止対策について」を踏まえ、近畿地方整備局におけるコンプライアンスの推進等の強化を図るための「近畿地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、従前の発注者綱紀保持のための取組計画を発展的に改め、毎年度、近畿地方整備局コンプライアンス推進計画を策定し、コンプライアンスの推進に取り組んできました。

令和3年度においても、近畿地方整備局の職員一人一人が、「発注者としての綱紀保持」及び「公務員としての服務規律・倫理保持」の重要性を深く認識し、国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果たしていく意識を持ち続け、それが組織風土として継承されることを旨として、コンプライアンスの推進に強力に取り組んできました。

なお、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、一時期、職員の出勤回避や出張・会議等を真に必要なものに限定する等の対策の実施により、コンプライアンス推進の取組にも一部延期を余儀なくされる等の影響がありましたが、そのような状況においても、Web会議の活用等、実施方法の工夫によりコンプライアンス推進の取組を行いました。

本書は、「令和3年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画」に基づき実施した取組状況等を取りまとめ、報告するものであります。

令和3年度コンプライアンス推進の主な取組状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
コンプライアンス推進本部会議	推進本部会議 【4/27】	推進本部会議 【5/31】	推進本部会議 【中止】	推進本部会議 【7/27】		推進本部会議 【9/28】	推進本部会議 【10/26】	推進本部会議 【11/24】	推進本部会議 【12/14】	推進本部会議 【1/25】	推進本部会議 【2/22】	推進本部会議 【3/22】
コンプライアンス推進部会議		第1回 推進部会議 【5/17】					第2回 推進部会議 【10/25】				第3回 推進部会議 【2/31】	
コンプライアンス担当建設専門等会議	建設専門等会議 【4/28】	建設専門等会議 【6/11】	建設専門等会議 【中止】	建設専門等会議 【7/28】		建設専門等会議 【9/28】	建設専門等会議 【10/27】	建設専門等会議 【11/25】	建設専門等会議 【12/16】	建設専門等会議 【1/26】	建設専門等会議 【2/24】	建設専門等会議 【3/23】
ブロックコンプライアンス・チーム会議	大阪ブロックは、第1回と第2回のトレーニングの間に併せてブロックの活動予定の説明と意見聴取を行いその結果を共有することでブロック会議に代えることとし、兵庫ブロックは、構成事務所には、メールや電話で連絡することでブロック会議に代えることとした。福井ブロックは未実施。			7/15 駒山ブロック 7/16 滝岡ブロック 7/19 道野ブロック (トレーニング後に実施) 7/20 京都ブロック	8/30 奈良ブロック		10/5 駒山ブロック					3/16 大滝ブロック
コンプライアンスミーティング			ミーティング(第1回) 【6/10~17/23】 労注報酬保持			ミーティング(第2回) 【8/24~10/11】 行政文書管理		ミーティング(第3回) 【10/27~11/26】 標準化シフト (ローテーション)		ミーティング(第4回) 【12/16~2/6】 ハラメント		
コンプライアンストレーニング			トレーニング(第1回) 【6/10~17/26】			トレーニング(第2回) 【8/24~10/11】				トレーニング(第3回) 【12/17~1/21】		
コンプライアンスに関する研修・講座	4/6 新規採用研修	5/31 用地事務職員(初級)研修	6/7 選考等研修	7/1 新採用研修 7/5 新任係長1級研修		9/2 建設専門研修 9/2 建設者少壮学研修 (奈良県庁主催)	10/12 砂防・堤すべり研修 10/12 洪水被害・予測技術研修 10/13 建設者会(24)「災害(水害)」研修 10/25 建設技術研修	11/10 県庁(上級)研修 11/16 土木実務実態調査研修	12/21 法制実務研修			
ブロック協議会				7/20 コンプライアンス協議会(京都B) 7/30 コンプライアンス協議会(駒山B)			10/15 コンプライアンス協議会(大坂B) 11/26 ハラスメント協議会(駒山B)	11/19 コンプライアンス協議会(奈良・三島B) 11/26 ハラスメント協議会(駒山B)		1/20 コンプライアンス協議会(福井B)		
各属性ごとの特性に応じた協議会		出向者会議 【5/31】				出張所長・監督者会議 【9/13】		管内協議会 -建設専門等会議 【11/11】		管内事務所長会議(本局) 【1/19】		
推進業務による事務所巡回(情報共有・意見交換)						9/16 豊後 9/29 奈良協議	10/6 木津川 10/9 道野協議 10/12 大井川 10/14 兵庫協議・磐石 10/22 紀南 10/25 関川・近畿メンツ	11/8 茨城協議 11/9 紀伊山崎・紀伊川 11/10 九瀬橋 11/12 熊取・道野協議 11/16 大滝協議 11/27 駒山 11/24 駒山 11/25 福井・尾羽 大塚川 11/26 福井	12/6 奈良・淀川協議 12/7 内甲 12/8 京都協議	1/6 豊前		

近畿地方整備局コンプライアンス推進計画に基づく取組状況

I 発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持

1 法令の遵守及び綱紀保持の徹底

理解度チェックの結果を踏まえ、近畿地方整備局発注者綱紀保持規程（以下「規程」という。）における「不当な働きかけへの対応」に重点をおき、以下の取組を行う。

（１）発注者綱紀保持に関する基本事項の徹底

コンプライアンスミーティング、研修・講習会、各部門における会議及び所内会議等（以下「研修等」という。）の場を活用し、規程に規定する職員の責務、秘密の保持等の基本事項について、職員全員に周知徹底する。

また、少なくとも年1回は、全職員が研修等を受講したことを確認する。

（取組実績）

令和3年度において研修等の場を活用して、規程に規定されている基本的事項について、職員全員に周知徹底を図りました（取組の詳細は、「Ⅲ 職員のコンプライアンス意識向上の取組手法」を参照ください。）。

（２）情報管理の徹底と入札契約手続きの適正な執行

①情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報の管理方法（紙文書の施錠箇所での保管及び電子文書を保管するフォルダのアクセス制限の設定等）、情報管理責任者の指定、情報管理整理役職表の更新並びに情報管理責任者による管理状況の適切な点検及び情報管理総括責任者による点検結果の確認（指導・助言）等、発注事務に関する情報管理ルールへの周知徹底を図る取組を継続して実施し、コンプライアンストレーニング等の機会に、実施状況の確認を行う。

また、情報セキュリティ対策委員会との連携のもと、発注事務に関する情報の適切な取扱いや個人情報の保護等情報管理の徹底を図る。

（取組実績）

第1回コンプライアンスミーティングにおいて令和元年度に発覚した静岡県沼津市における入札に係る不正行為に関する事案を参考に事例を作成し、情報の適切な管理（及び事業者等との応接ルール、不当な働きかけへの対応）をテーマとして取り組み、発注事務に関する情報管理ルールについて、全職員に確認・周知を行いました。また、整備局が主催する原則すべての研修において研修題材として取り上げたほか、第3回コンプライアンストレーニングにおいて、機密情報の管理方法や情報管理責任者等の指定等、発注事務に関する情報管理ルールについて確認を行うとともに、各ブロックのコンプライアンス・チーム会議において、日常業務における情報管理について、技術・事務副所長及び総務課長等が情報交換を行いました。さらに、全職員に向けたポップアップメッセージや職員周知情報を活用し、職員への周知徹底を図りました。

しかし、第3回コンプライアンスミーティングにおいて実施した理解度チェックの結果では、「情報の適切な管理」の設問に対する正答率は約60%となっており、理解度

②積算業務と審査・評価業務の分離

積算業務と審査・評価業務の双方の情報を知る機会や知る者の数を限定することにより情報漏洩の防止を図るため、本局・事務所において発注する工事の積算業務と審査・評価業務の分離を行う。

(取組実績)

平成25年度より、一般土木工事等について、当該事務所が発注する工事の「審査・評価業務」を当該事務所以外のブロックの代表事務所で行うこととし、代表事務所に品質確保課を設置し、「積算業務」と「審査・評価業務」を分離しています（下記ブロック構成のとおり）。また、平成29年度より、本局発注工事について、「積算業務」、「競争参加資格の審査業務」、「技術資料の審査・評価業務」の3つを分離し、同一の担当者にこれらの業務を兼務させないようにするとともに、執務室の分離も図っています。

なお、港湾土木工事等については、当該事務所が発注する工事の「審査・評価業務」を港湾空港部品質確保室で行うこととし、「積算業務」と「審査・評価業務」を分離しています。

○ブロック構成

代表事務所	構成事務所
福井河川国道事務所	足羽川ダム統合管理事務所 九頭竜川ダム統合管理事務所
滋賀国道事務所	琵琶湖河川事務所 大戸川ダム工事事務所
京都国道事務所	福知山河川国道事務所 京都営繕事務所
淀川河川事務所	猪名川河川事務所 大和川河川事務所 大阪国道事務所 浪速国道事務所 淀川ダム統合管理事務所 近畿技術事務所 近畿道路メンテナンスセンター
奈良国道事務所	紀伊山系砂防事務所 紀の川ダム統合管理事務所 木津川上流河川事務所 国営飛鳥歴史公園事務所
兵庫国道事務所	豊岡河川国道事務所 姫路河川国道事務所 六甲砂防事務所 国営明石海峡公園事務所
和歌山河川国道事務所	紀南河川国道事務所

③技術提案書等におけるマスキングの徹底

入札参加業者名を知る者の数を限定するとともに、特定の業者に対する不公正な評価及び情報漏洩の防止を図るため、業者から提出される技術資料等に記載された業者名、所在地等のマスキングを徹底する。

(取組実績)

入札参加事業者名の情報を管理する職員を限定し、事業者提案等に対する公平な評価、情報漏洩の効果的な防止に資するマスキングの徹底については、第1回コンプライアンストレーニングにおいてチェック、確認を行いました。

④「2封筒事後審査型」の入札手続きの実施

技術評価点と予定価格の漏えいの防止を図るため、一定の要件を満たす工事において「2封筒事後審査型（技術提案書等と入札書を同時提出させるとともに、予定価格を入札書提出後に作成する方法）」を引き続き実施する。

(取組実績)

平成26年度より、予定価格6千万～3億円の一般土木工事及び予定価格5千万～2億円の港湾土木工事の総合評価落札方式（施工能力評価）を対象として、「2封筒事後審査型」を実施しています。

(3) 事業者等との応接方法の徹底

事業者等との応接にあたっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、規程第5条に規定する「事業者等との応接方法」、「豊岡河川国道事務所等における不正事案を踏まえた再発防止策について」（平成20年10月17日付け国近整総第228号・国近整企画第76号）で定める「職員と業者の接し方の改善」及び「建設事業者等に対する応接方針について」（平成27年1月16日付事務連絡）により取り組むこととし、事業者等からの必要な情報収集については引き続いてしっかりと行いつつ、国民の疑惑や不信を招くことのない公平かつ適切な応接を行うよう、研修等の場を活用し、ルールの再確認や取組状況の確認を行う。

一方、事業者等に対しては、公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する近畿地方整備局の取組について理解と協力を得ていく。

(取組実績)

第1回コンプライアンスミーティングにおいて令和元年度に発覚した静岡県沼津市における入札に係る不正行為に関する事案を参考に事例を作成し、事業者等との応接ルール（及び情報の適切な管理、不当な働きかけへの対応）について、全職員に確認・周知を行いました。また、整備局が主催する原則すべての研修において研修題材として取り上げたほか、第1回コンプライアンストレーニングにおいて、事業者等との応接方法の原則、及び、当該原則によることができない場合の対応方法等について確認を行い、事業者等との応接ルールの徹底を図りました。

しかし、第3回コンプライアンスミーティングにおいて実施した理解度チェックの結果では、「事業者等との応接方法」の設問に対する正答率は約74%であり、理解度が十分とは言えないことから、次年度においても引き続き理解を深める取組を実施します。

○研修テキスト

4. 発注者綱紀保持規程(あなたの身をまもるために) 国土交通省

◆不正行為に巻き込まれやすい環境を避ける

③事業者との応接方法(発注者綱紀保持規程第5条)

【事業者等との応接のルールの原則】
国民の疑惑や不信を招かないように留意!

◆オープンな場所で

- 受付カウンター
- 打合せテーブル
- 応接コーナー

◆複数の職員で行う

会議室で対応する場合

例えば、ドアを開放し、外から応接状況が見えるようにするなど、「事業者等と接触している状況」が周りの者にわかるようにする工夫が必要

62

4. 発注者綱紀保持規程(あなたの身をまもるために) 国土交通省

◆不正行為に巻き込まれやすい環境を避ける

発注者綱紀保持規程マニュアル(原則による対応が難しい場合)

複数の職員により応接できない場合

任意の方法で構わないので、事前に所属長に伝えるようにする。

応接が急を要し、所属長が不在などのため応接することをやむを得ず事前に伝えられない場合

応接後すみやかに任意の方法で所属長に日時、場所、相手方、用件を報告する。

そもそも「複数の職員による対応」という応接の原則によりがたい監督官庁所等の少人数官署の場合

応接後すみやかに記録簿に必要事項(日時、場所、相手方、用件)を記入する。

63

○理解度チェック

資料1 令和3年度第3回コンプライアンスミーティング実施結果 国土交通省

20220125 総務部総務課 製第3年

Q2. 「発注者綱紀保持規定」における「事業者等との応接方法」について、正しいものは次のうちどれでしょうか。

×: ①事業者等との応接にあたり、係長と2人で扉を開けた会議室で対応した。
×: ②事業者等からの営業活動を受けるにあたって、オープンな場所で1人で対応した。
○: ③所属長不在時に事業者等との急を要する応接が発生したため、単独で対応し、応接後に所属長に口頭で日時、場所、相手方、用件を報告した。

【考察・今後の取組方針】
「オープンな場所で複数名対応」という事業者等との対応の原則について、特にオープンな場所であれば一人で対応しても問題ない」と誤った認識を持つ職員が20%近くあるため、引き続き理解を深める取組が必要。

①を選択 6.3% ②を選択 19.3% ③を選択 74.4%

6

(4) 不当な働きかけへの対応等

規程第12条に規定する事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合は、直属の上司及び発注者綱紀保持担当者の両者を通じて組織管理の責任者である局長への報告を確実に行うよう、研修等の場を活用し、職員に周知徹底し、理解度を高める。

(取組実績)

第1回コンプライアンスミーティングにおいて令和元年度に発覚した静岡県沼津市における入札に係る不正行為に関する事案を参考に事例を作成し、不当な働きかけへの対応(及び情報の適切な管理、事業者等との応接ルール)について、全職員に確認・周知を行いました。また、整備局が主催する原則全ての研修において研修題材として取り上げたほか、各ブロック等で実施している講習会等においても周知を行いました。さらに、

全職員に向けたポップアップメッセージや職員周知情報を活用し、職員への周知徹底を図りました。

しかし、第3回コンプライアンスミーティングにおいて実施した理解度チェックの結果では、「不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応」の設問に対する正答率は約72%と理解度が低かったことから、次年度においても引き続き理解を深める取組を実施します。

○第1回コンプライアンスミーティングの概要

資料1 令和3年度第1回コンプライアンスミーティングの実施

【開催地】
総務部総務課 - コンプライアンス推進本部、総務課

20210531 総務部総務課 実施 3年

テーマ：発注者網紀保持（不当な働きかけへの対応）について

【目的】
令和2年度理解度チェックにおいて、発注者網紀保持規程に関する項目の中で、最も理解度が低かった「不当な働きかけ」を中心に、「事業者との応接ルール」「不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合の対応」「不当な働きかけに該当すると思料する行為を確認した場合の報告」等について事例を作成し、各課単位でミーティングを実施する。

【参考】令和2年度理解度チェックにおける質問と回答

近畿地方整備局発注者網紀保持規程における「不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応」について、正しいものは次のうちどれか。

×：①所属長に報告しなかったため、発注者網紀保持担当者に報告した。
×：②工事の監督について不当な便宜を図るよう要求されたが、契約後の行為は不当な働きかけにあたらないので、どこにも報告しなかった。
○：③相手方に記録、公表される旨を伝えられたが、所属長と発注者網紀保持担当者に報告した。

約3割の職員が、「所属長には報告せず、発注者網紀保持担当者のみ報告」と回答

資料1 令和3年度第1回コンプライアンスミーティングの実施

【開催地】
総務部総務課 - コンプライアンス推進本部、総務課

20210531 総務部総務課 実施 3年

【取崩における刑事罰について】

【中部地整事案】
平成28年度に、中部地整管内で職員による発注工事に係る不正事案が発覚しました。事件の当事者であった職員は、民間に再就職した元上司に誘われ、他の社員も含め何度か飲食を繰り返すようになった。最初は飲食代を支払っていたが、そのうち、飲み仲間のような感覚となり、自身の負担分を支払うことがなくなった。その後、社員から、「入札に関する情報を提供してほしい」と言われた際、「悪いことは分かっていたが、すでに接待を受けてしまっていたので断れなかった」「断ったら、何か告げ口されるのでは」と思い、断れず情報を漏えいしてしまっ。さらに、その後も他の社員から情報提供を要求されたり、異動後も同じ要求を受けたりした際も、「他の社員も、既に自分が情報提供していることを知っているかもしれない」「既に何度も接待を受けており、断れない」と考え、断れずに漏えいを繰り返し、最終的には加重取崩等容疑で逮捕されました。

A指導官は、自分のしていることが発注者網紀保持規程に抵触することを知らずながら、かつての上司と部下としての関係を持ち出され、さらにスムーズに事業を執行するためにと思い、結局、B氏の申し出を受けれてしまいました。そして、その後もずるすに発注者網紀保持規程に抵触する行為を繰り返して、最後にB氏が発見するまで受け取るようになりました。

上記の中部地整管内における不正事案からも分かるように、一度、誘惑に負けてしまうと、今度はその過ちを隠蔽するためにさらに同じ過ちを繰り返し、そのまま抜け出せなくなる可能性が高くなります。不当な働きかけを受けた際には、毅然とした態度で対応することが肝要です。

○研修テキスト

4. 発注者網紀保持規程(あなたの身をまもるために)

◆一人で悩まず、組織で対応

④報告(発注者網紀保持規程第12条) 不当な働きかけ

不当な働きかけは、「記録」し、「公表」されますよ。
不当な働きかけには、「応じられません」
発注事務に関する秘密情報を教えてください

不当な働きかけと思料される行為を受けたときは、記録簿を作成し、所属長及び発注者網紀保持担当者に報告。

(所属長経由) 行為を受けた職員 → ①報告 → 発注者網紀保持担当者(通正業務管理官、港政調整官)
所属部長(事務所長)等 → ②意見 → 局長 → ③報告 → 発注者網紀保持担当者
④必要な措置を指示 → ⑤公表

⑤必要な措置を指示 → ⑥報告 → コンプライアンス推進室長(総務部長) → コンプライアンス推進本部 → アドバイザリ委員会

4. 発注者網紀保持規程(あなたの身をまもるために)

通報制度 国家公務員法・国家公務員倫理法等、又は発注者網紀保持規程に抵触すると思われる事実を確認した場合の通報窓口です

通報窓口への通報は、違反行為の未然防止 事態の深刻化の回避に役立ちます

メール・面談・電話等による報告

外部窓口を経由した報告

「安心して下さい!!」 通報したことによって「不利益な取扱い」を受けることは一切ありません

通報制度については、密告を連想するなど、マイナスイメージを持たれる方もおられるかも知れませんが、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避することに役立ち、報告職員の不利益の禁止等、その保護についても徹底されるとともに、国民から不信を抱かれない行政運営の確保につながります。

○職員周知情報

不当な働きかけについて

事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた職員は、相手方に対して、**応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表される旨を伝えるよう努めるとともに、所属長等を経由して所属部長等及び発注者網紀保持担当者(通正業務管理官又は港政調整官)に報告しなければなりません。**

不当な働きかけとは・・・

事業者、整備局以外の職員等が、発注事務の公正な職務の執行を阻む恐れのある次のような要求を職員に対してする行為

①競争入札への参加、不参加、入注、非受注に関すること
②新公債・公債前における予定価格、数量・数量関係、入札参加者についての公表前における情報を開示すること
③その他、事業者への便宜、利益、不利益の誘導、談合に繋がること 等

○不当な働きかけの具体例

○〇工事の予定価格を教える。
○〇工事の入札参加者名を教える。
△△社が参加できないような要件を設定する。
△△社が参加できるように分割発注せよ。

発注事務に関する秘密情報を教えてください!

不当な働きかけには、「応じられません」
不当な働きかけには、「記録」し、「公表」されますよ。

所属部長等(経由) 発注者網紀保持担当者(通正業務管理官又は港政調整官)

所属部長等(部長・事務所長等)

なお、そもそも不当な働きかけを受けるような状況にならないため、事業者との応接方法について留意することも大切です。(事業者との正しい応接方法については、発注者網紀保持マニュアルをご参照ください)

○理解度チェック

資料1 令和3年度第3回コンプライアンスミーティング実施結果

【開催地】
総務部総務課 - コンプライアンス推進本部

20220125 総務部総務課 実施 3年

Q4. 「発注者網紀保持規定」における「不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応」について、正しいものは次のうちどれでしょうか。

×：①所属長が不在であったので、発注者網紀保持担当者のみに報告した。
×：②工事の監督について不当な便宜を図るよう要求されたが、「契約後の行為は不当な働きかけにあたらない」と思ったので、どこにも報告しなかった。
○：③相手方に記録、公表される旨を伝えられたが、所属長と発注者網紀保持担当者に報告した。

【考察・今後の取組方針】
「不当な働きかけを受けた場合、所属長と発注者網紀保持担当者の双方への報告が義務づけられている」ことについて、認識していない職員が30%近くおり、本設問は昨年度も正答率が低かったことから、理解を深めるための取組強化が必要。

(5) 規定に抵触すると思料する事実を確認等したときの報告の周知と適正な運用

規程第6条に基づく報告は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、報告した職員は不利益な取扱いを受けないこと及び報告は職員の義務であることを研修等の場を活用し、職員に周知徹底する。

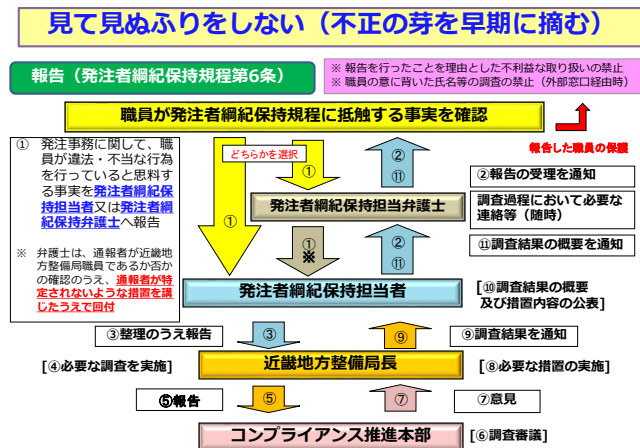
また、令和2年度からは匿名による報告を認め、職員の報告に対する負担を軽減し、報告しやすい環境を整備する。

(取組実績)

整備局が主催する原則全ての研修において研修題材として取り上げたほか、各ブロック等で実施している講習会等においても周知を行いました。また、ポップアップメッセージや職員周知情報を活用し、令和2年度から匿名による報告を認めることとしたことについて職員へ周知しました。

しかし、第3回コンプライアンスミーティングにおいて実施した理解度チェックの結果では、「発注事務に関して抵触すると思料する事実を確認したときの対応」の設問に対する正答率は約56%であり、理解度が十分とは言えないことから、次年度においても引き続き理解を深める取組を実施します。

○研修テキスト



○職員周知情報

発注者網紀保持規程第6条に基づく内部報告制度について

発注者網紀保持規程第6条において、「職員は、発注事務に関し、この訓令の規定に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに発注者網紀保持担当者に報告するものとする」と規定されていますが、この報告は匿名でも可能です。

また、外部窓口 (発注者網紀保持弁護士) への報告も可能です。(外部窓口への報告は、匿名不可となっていますが、発注者網紀保持担当弁護士は、報告者の氏名を伏せて、発注者網紀保持担当者に回付することとなります。)

なお、報告者は、**氏名を公表されたり、不利益な扱いを受けることは決してありません。報告内容に誤りがあった場合も同様です。**(但し、他人に損害を与える等の不正な目的で虚偽の報告を行った場合を除きます。)

(内部報告窓口)

○適正業務管理官 (港湾空港関係以外)

〒540-8586 大阪府中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL 06-6942-1141 内線2121
FAX 06-6946-0941
E-mail kkr-kouki-houkoku@mit.go.jp

○港政調整官 (港湾空港関係)

〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎
TEL 078-391-7571 内線6412
FAX 078-325-8287
E-mail kkr-kouki-houkoku@mit.go.jp

(外部報告窓口)

○発注者網紀保持担当弁護士：安木 健

〒530-0047 大阪府北区西天満3丁目3番17号 ルアンジュ 南森町601号室
TEL 06-6314-2003
FAX 06-6314-2011
E-mail cbw63910@pop21.odn.ne.jp

・内部用ホームページ 総務部総務課 コンプライアンスについて

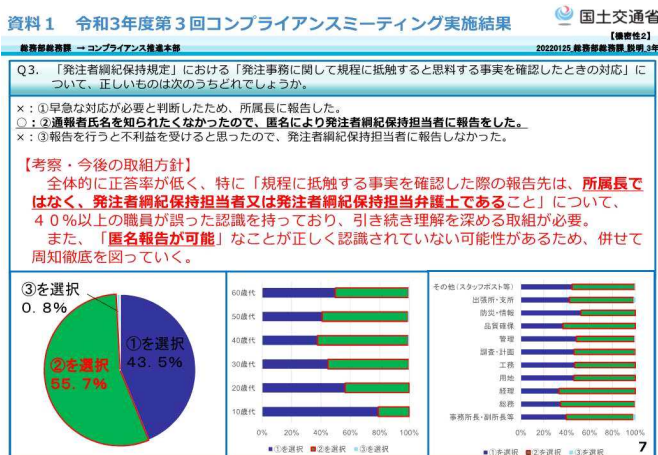
<http://www.intr.kkr.mlit.go.jp/souru/ssumu/compliance/compliance.html>

・内部用ホームページ 総務部総務課 内部通報制度について

<http://www.intr.kkr.mlit.go.jp/souru/ssumu/compliance/report/h4tqas000000a0a0a.html>



○理解度チェック



II 公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの要請に適合するため必要な取組

1 公務員倫理の徹底

職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保するため、国家公務員倫理法（同規程を含む。以下同じ。）を遵守することが非常に重要である。

人事課は、理解度チェックの結果等も踏まえ、公務員倫理について、以下の取組を進める。

（1）公務員倫理の徹底

国家公務員倫理月間（週間）にあわせて、国家公務員倫理法に関するセルフチェックシートを用いた自己点検を実施する。

また、新任管理職、新任係長及び新規採用職員に対しては自習研修教材を提供した研修を実施する。

さらに、服務・倫理違反に関する窓口への通報は、その必要性も含め、研修等の場を活用し、職員に周知する。

（取組実績）

整備局が主催する原則全ての研修において研修題材として取り上げたほか、各ブロック等で実施している講習会等においても周知を行いました。

また、国家公務員倫理月間（12月）にあわせて、全職員を対象として、「国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート」を用いた自己点検を実施したほか、啓発ポスターの掲示、倫理月間パンフレットの配布を行いました。

また、新任課長、新任専門官等を対象に自習研修教材「公務員倫理を見つめ直す（本省課長補佐級職員用）」を提供し、新規採用職員には、「国家公務員に求められる倫理（一般職員用）」を用いた研修を実施しました。


○令和3年度国家公務員倫理月間



2021年12月 国家公務員倫理月間



12月は「国家公務員倫理月間」です！



- 公務員に対する厳しい目が向けられる中、近畿地方整備局の皆さんをはじめ、職員の倫理観や服務意識は全体として高まっていると感じていますが、一方で、国土交通省内では先般、官製談合防止法等違反や収賄の容疑で職員が逮捕されるという事案が発生しています。
- 「これくらいなら」、「少しなら」といった軽い気持ちでしたことが大きな後悔に繋がったり、組織運営に大きなダメージを与えてしまいます。一瞬の甘い考えによって、これまで積み上げてきた信頼を失うことのないよう、この機会に今一度、気を引き締めていただき、自らの日々の行動を見つめ直して頂きたいと思います。

近畿地方整備局長 東川 直正

2 服務規律の徹底

国民全体の奉仕者としての使命を自覚し、厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、職務に精励することが非常に重要である。しかしながら、公務に対する国民の信頼を損ねるような一部の公務員による不祥事は未だに後を絶たない状況であり、服務規律を遵守する意識をより一層徹底することが求められている。

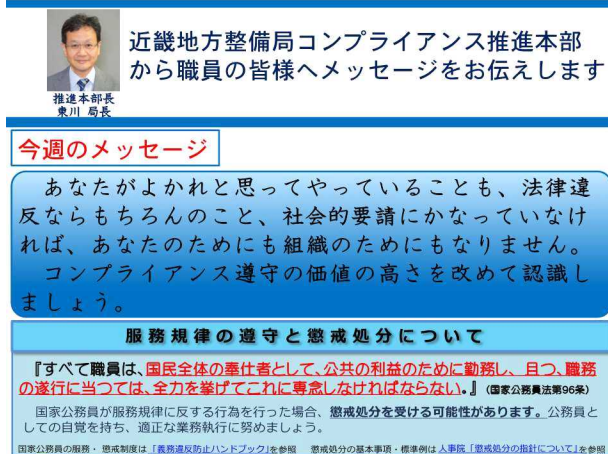
人事課は、理解度チェックの結果も踏まえ、研修等の場を活用して、職員の意識を高めるための取組を行う。

(取組実績)

服務規律については、新任管理職研修及び新任係長研修において、研修題材として取り上げ、周知を行いました。

また、全職員に向けたポップアップメッセージや職員周知情報を活用し、職員への周知徹底を図りました。

○ポップアップメッセージ



近畿地方整備局コンプライアンス推進本部
から職員の皆様へメッセージをお伝えします

推進本部長
東川 昭長

今週のメッセージ

あなたがよかれと思ってやっていることも、法律違反ならもちろんのこと、社会的要請にかなっていないければ、あなたのためにも組織のためにもなりません。コンプライアンス遵守の価値の高さを改めて認識しましょう。

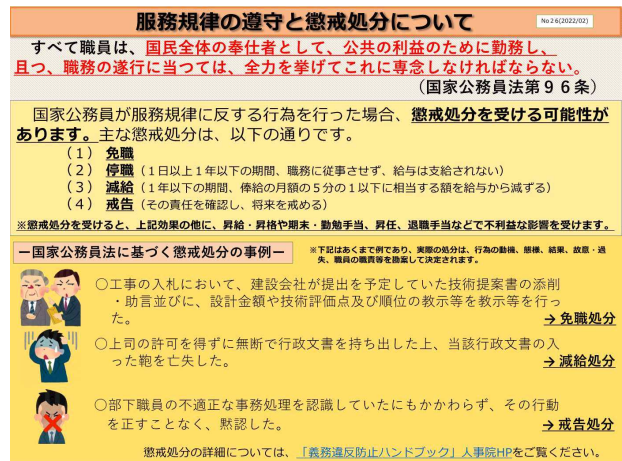
服務規律の遵守と懲戒処分について

『すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。』(国家公務員法第96条)

国家公務員が服務規律に反する行為を行った場合、懲戒処分を受ける可能性があります。公務員としての自覚を持ち、適正な業務執行に努めましょう。

国家公務員の服務・懲戒制度は「義務違反防止ハンドブック」を参照 懲戒処分の基本事項・標準例は 人事院「懲戒処分の指針について」を参照

○職員周知情報



服務規律の遵守と懲戒処分について No.2162022021

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。(国家公務員法第96条)

国家公務員が服務規律に反する行為を行った場合、懲戒処分を受ける可能性があります。主な懲戒処分は、以下の通りです。

- (1) 免職
- (2) 停職 (1日以上1年以下の期間、職務に従事させず、給与は支給されない)
- (3) 減給 (1年以下の期間、俸給の月額5分の1以下に相当する額を給与から減ずる)
- (4) 戒告 (その責任を確認し、将来を戒める)

※懲戒処分を受けると、上記効果の他に、昇給・昇格や期末・勤続手当、昇任、退職手当などで不利益な影響を受けます。

一国家公務員法に基づく懲戒処分の事例一 ※下記はあくまで例であり、実際の処分は、行為の動機、態様、結果、改善・返上、職員の職責等を勘案して決定されます。

- 工事の入札において、建設会社が提出を予定していた技術提案書の添削・助言並びに、設計金額や技術評価点及び順位の教示等を行なった。 → 免職処分
- 上司の許可を得ずに無断で行政文書を持ち出した上、当該行政文書の入った鞆を亡失した。 → 減給処分
- 部下職員の不適正な事務処理を認識していたにもかかわらず、その行動を正すことなく、黙認した。 → 戒告処分

懲戒処分の詳細については、「義務違反防止ハンドブック」人事院HPをご覧ください。

3 ハラスメントの防止の徹底

令和元年5月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が可決され、いわゆる「パワハラ防止法」が成立した。公務の場においては、令和2年4月に人事院がパワー・ハラスメントの防止、救済等の措置を講じるための人事院規則10-16（パワー・ハラスメントの防止等）を制定し、同年6月に施行された。

ハラスメントは、被害者である職員個人の名誉や尊厳を傷つけ、精神や身体の健康を害し、職務の能率を低下させ、退職にまで至る場合がある。一方、職場においても、職場の人間関係を悪化させ、職場の士気を低下させ、公務の信頼性を失墜させることになりかねない。

職員一人一人がハラスメントに関する基本的な知識を持ち、相手を尊重するとともに、ハラスメントの加害者にならないように留意し、日頃からハラスメントのない職場づくりに努めていくことが非常に重要であり、令和3年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画の最重点項目として位置づけ、人事課は、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」及び「パワー・ハラスメント」の防止等について、ハラスメント講習会を実施するとともに、各種研修等の場も活用して、職員に周知徹底を図る取組を行う。

さらに、行政パソコン立ち上がり時にハラスメントの防止に関するメッセージの定期的な表示やコンプライアンスミーティングのテーマとして取り上げて職員間で意見交換を行うなど職員の意識向上の取組を実施する。

（取組実績）

研修においては、新任管理職研修、新任係長研修、新規採用職員研修及びコンプライアンス研修の中で、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」及び「パワー・ハラスメント」について、周知を行いました。

第4回コンプライアンスミーティングのテーマとしても取り上げ、「パワー・ハラスメントの定義」や「パワー・ハラスメントになり得る言動」について、全職員に周知を行いました。

また、「ハラスメント相談員講習会」のビデオ配信、「ハラスメント講習会」（一般向け）のビデオ配信、大阪ブロック、奈良ブロック、和歌山ブロック事務所にはWebによる講習会及び外部講師による「アンガーマネジメント講習会」（管理職員等向け）の映像配信を行い、ハラスメント防止の啓発を行いました。

また、全職員に向けたポップアップメッセージや職員周知情報を活用し、職員への周知徹底を図りました。

4 不当要求行為等への対応の徹底

不当要求行為等への対応については、組織的取組を行うことが職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するために重要である。

調査官（総務）及び港政調整官は、研修等の場を活用し、「不当要求行為等対策要綱」（平成13年1月6日国近整訓第9号）に基づく取組内容を職員に周知徹底する。

また、事務所は、警察、暴力団追放センター、弁護士会と連携した講習会又は意見交換会の場をブロック単位で設けるとともに、関係する職員の積極的な参加を促す。さらに、不測の事態に備えて、民暴委員会に所属している弁護士と不当要求対応に関する覚書を締結し、相談・対応依頼が行える体制を整える。

（取組実績）

1) 職員に対する周知徹底

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した研修もありましたが、Webを活用するなど工夫し、15研修において不当要求行為等の講義を実施しました。

さらに、各府県ブロックにおいて、府県警察本部、暴力追放運動推進センター、弁護士会の協力を得ての講習会等も、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため2ブロックのみの実施でしたが、今年度はWebを活用するなど工夫し、7ブロックで実施しました。

不当要求行為等の講義を実施した研修

新規採用職員研修、行政基礎（Ⅱ期）、新任係長＜Ⅰ期＞、新任係長＜Ⅱ期＞、経理専門研修、コンプライアンス研修、法制実務研修、道路管理研修、構造物設計、河川・道路技術（初級）、建設生産システム（事務所係長級）、建設生産システム（監督・検査）、砂防・地すべり、洪水解析・予測技術、用地事務職員（上級）

2) 府県警察本部、暴力追放運動推進センター、弁護士会との連携

管内各府県警察本部、暴力追放運動推進センター、弁護士会と連絡会等を開催するなど関係機関との連携を強化し、有事の協力体制を確保しました。

3) 弁護士との法律相談体制の確立

民暴委員会に所属している弁護士と不当要求対応に関する覚書を全事務所が締結し、相談・対応依頼が行える体制を整えました。

5 行政文書管理の徹底

公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、行政文書の作成・保存は国家公務員の本質的な業務そのものであることを職員一人一人が肝に銘じて職務を遂行することが非常に重要である。

総務課及び港政課は、令和2年度の一般監査の実施結果も踏まえ、適正な行政文書管理について、以下の取組を進める。

(1) 行政文書管理の徹底

「行政文書管理に関するガイドライン」、「国土交通省行政文書管理規則」、「地方整備局行政文書取扱規則」及び「国土交通省行政文書ファイル保存要領」等の行政文書管理に関する諸規定について、研修等の場を活用し、職員に周知徹底する。

(2) 不適切事例の改善及び再発防止に向けた取組の実施

公文書管理に関する諸規程に反する不適切事例の改善に向けた取組（ファイリング用具への必要事項の表示、必要事項を明記したファイル名の設定、文書管理者の異動時における確実な引継ぎの実施等）及び再発防止に向けた取組を実施する。

(3) 電子的管理の推進

行政文書の紛失や誤廃棄を防止し、確実かつ効果的に行政文書の管理を実施するため、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日内閣総理大臣決定）に基づき、行政文書の電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを推進する。

(取組実績)

毎月23日（国土交通省ふみの日）に文書管理に関するポップアップを実施し、文書管理に関する知識の普及及び意識の啓発に努めました。

また、新規採用研修、新任係長研修、新任管理職研修などの節目となる研修において、それぞれの役職に応じた内容の文書管理に関する研修を実施したほか、国土交通省文書整理月間である11月には、全職員を対象として「職員の能力向上のための講習会（公文書管理）」、「文書管理e-ラーニング研修」を実施しました。

さらに、令和3年度コンプライアンス研修では、「文書管理・個人情報保護」についてコンプライアンスの観点から講義を行い、行政文書の電子化推進と保存ルールの徹底を行いました。

○ポップアップメッセージ

毎月23日は国土交通省文書(ふみ)の日です。 国土交通省
【重要事項】
2021/10/23 総務課総務課長 坂本 1年未満

行政文書ファイル管理簿への登録漏れはありませんか？ 文書管理

<登録漏れは公文書管理法違反になります！>
特に以下の点に留意して再確認を行いましょ！
・管理簿の記載自体の誤りはありませんか？
・管理簿の記載と管理する行政文書ファイル等の現況の照合確認はしましたか？
・電子決裁を行ったものは全て「保存処理」が行われていますか？
・空登録（年度当初に小分類を作成したが作成・取得した文書が無いもの）はありませんか？

<行政文書ファイル管理簿の出力方法>
管理簿の出力については、文書管理者が文書管理システムから出力することが可能です。
出力のうえ保存中の行政文書ファイル等との照合確認を行ってください。
①[トップメニュー]画面の業務メニューから、「メンテナンス業務」をクリック
②[文書管理メンテナンス（各課別）]画面から「e-Gov連携ファイル出力」をクリック
③出力ファイル名を設定してダウンロード開始ボタンをクリックし、e-Gov連携ファイルをダウンロード
※「H24/04/01以後」と「23/03/31以前」の2つを出力する

○職員周知情報

11月は国土交通省文書整理月間です
積極的に文書等の整理を行い、効率的な業務を遂行するための環境整備に努めましょう。

本月間は、行政文書の管理に対する職員の理解をより一層深めるとともに、文書管理業務の適切な実施、効率的な業務の遂行及び情報公開への迅速な対応等に資するため、行政文書の管理状況を点検し、文書整理等を集中的に行うことを目的として実施するものです。

文書の適切な管理や点検を怠ると、誤廃棄につながります！

令和2年度に公表された国土交通省内における誤廃棄事例

国土交通省九州運輸局 ○誤廃棄の内容 10月17日付定規申請書等の一部を保存期間満了後、内閣府の廃棄処理を待たずに処分してしまわれず廃棄 ○誤廃棄の理由 文書管理者が「行政文書ファイル管理簿への登録」「登録状況の定期的な確認」「内閣府の廃棄の廃棄確認」等に係る規程の理解度が低かったこと	国土交通省神戸運輸総局 ○誤廃棄の内容 申請書と申請書表等申請書等の一部を保存期間満了前に誤って廃棄 ○誤廃棄の理由 廃棄が行政文書の廃棄に必要な手順やその取扱い方法を十分に理解していないこと、及び、保存文書の管理状況の確認が不十分であったこと
---	--

行政文書を紛失、もしくは誤廃棄した場合は、**懲戒処分の対象**となる可能性もあります。日頃から、適切な文書管理に努めましょう。また、行政文書の紛失、もしくは誤廃棄に気づいた場合は、**直ちに文書管理者に報告**してください。

積極的な文書の電子保存に努めましょう！

文書管理システムを活用することで、以下のメリットがあります。

○決裁の進行状況がPC上で登録に把握できます。 ○電子決裁等の活用により、決裁に要する期間が短縮できます。 ○テレワーク中でも電子による決裁が可能になります。 ○大規模なペーパーレス化や保存スペースの縮小が可能です。 ○必要な文書の検索が容易になります。	「文書管理システム」を適正に利用することで、 ○文書の誤廃棄を防げます。 ○「文書管理システム」に保存することで、 電子ファイルによる文書管理が可能となります。
---	---

文書管理については、内閣府HP「総務課 総務課（行政文書の管理）」をご覧ください。（クリックするとページにジャンプします。）

Ⅲ 職員のコンプライアンス意識向上の取組手法

1 コンプライアンスミーティングの開催

職員相互間で綱紀保持等についての再確認や意見を出し合う場として、本局各部・各事務所は、全職員が参加する「コンプライアンスミーティング」を年4回開催する。

コンプライアンスミーティングの開催にあたっては、単独での課等の所属単位に限定せず、複数の課等による合同での開催や役職別・年代別での開催、または、本局幹部職員や事務所長・副所長が参加するなど工夫を凝らした方法により実施していく。

(取組実績)

本局・全事務所において、コンプライアンスミーティングを年4回実施しました。

なお、ミーティングに参加できなかった職員に対しては、所属長が個別にミーティングの要点を伝え、たうえで資料を配布し、意見を聞くことにより（長期休職者を除く）、コンプライアンス意識を醸成するよう努めました。

- 第1回コンプライアンスミーティング（参加率100%）
実施時期：令和3年6月2日～7月23日
テーマ：発注者綱紀保持（情報の適切な管理、事業者との応接方法、不当な働きかけへの対応）
- 第2回コンプライアンスミーティング（参加率100%）
実施時期：令和3年8月2日～10月8日
テーマ：行政文書管理
- 第3回コンプライアンスミーティング（参加率99.6%）
実施時期：令和3年10月27日～11月26日
テーマ：コンプライアンスに関する理解度チェック
- 第4回コンプライアンスミーティング（参加率100%）
実施時期：令和3年12月16日～令和4年2月4日
テーマ：ハラスメント

2 コンプライアンスに関する研修の継続的实施

年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないよう職員が繰り返し受講できるようにするため、引き続き、近畿地方整備局が主催する原則すべての研修にコンプライアンスの講義を設ける。

講義は、研修生同士が意見を出し合い、自分の身近な問題として捉え理解を深めることができるように、過去の不正事案を題材とした「グループ討議」、「コンプライアンス研修用DVD視聴」や「理解度チェック」等の活用を図る。

また、コンプライアンスの指導者を育成していくため、コンプライアンス担当建設専門官及び管理職経験者（新任管理職は除く。）を対象とした「コンプライアンス専門課程研修」を実施する。

(取組実績)

1) コンプライアンスに関する講義

令和3年度は、21研修においてコンプライアンスに関する講義を実施し、新規採用職員研修、新任係長研修、新任管理職研修など、職員が繰り返しコンプライアンスに関する講義を受講出来る機会を設けました。

また、研修生に対して「コンプライアンス研修用DVD視聴」、「理解度チェック」を実施し、的確な理解となるよう努めました。

主として対象とする職員のクラス	研 修 名
新規採用職員	新規採用職員
係 員	行政基礎（Ⅰ期・Ⅱ期）
係長等及び係員	用地事務職員（初級）、環境技術、河川・道路技術（初級）、土砂災害緊急調査、砂防・地すべり
係長等	新任係長<Ⅰ期、Ⅱ期>、経理専門、用地事務職員（上級）、建設生産システム（監督員・検査）、建設生産システム（事務所係長級）、構造物設計、生産性向上、まちづくり、洪水解析・予測技術、道路管理
事務所課長・建設専門官等	コンプライアンス

2) 専門課程「コンプライアンス研修」

令和3年12月1日～3日にコンプライアンスの指導者を養成する専門課程研修を実施しました。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Webにて実施しました。

<令和3年度コンプライアンス研修カリキュラム>

12月1日 (水曜)	講話	情報セキュリティポリシーについて	昼 食	発注者網紀保持について <事例研究>	国家公務員倫理規程・ハラスメント防止 <事例研究>		閉 講 式
	10:00～10:25 総務部 総括調整官	10:35～12:00 企画部 情報通信技術課長補佐		13:00～14:55 適正業務管理官	15:05～17:00 総務部 人事計画官		
12月2日 (木曜)	不当要求対策について <事例研究>		昼 食	行政文書管理・個人情報保護	著作権について	契約手続きについて	閉 講 式
	10:00～12:00 総務部 調査官			13:00～14:00 総務部 総務課長補佐	14:10～15:10 総務部 総務課長補佐	15:20～17:00 総務部 契約管理官 契約課長	
12月3日 (金曜)	公共土木工事の品質確保について		昼 食	入札談合等関与行為防止について <オープン講義>	外部から見た公務員のコンプライアンス		閉 講 式
	10:00～12:00 企画部技術管理課長			13:00～14:20 公正取引員会事務局 近畿中国四国事務所	14:30～16:00 弁護士		

3 コンプライアンスに関する講習会等の継続的实施

(1) オープン講義・ブロック単位の講習会等

多くの職員がコンプライアンスについての知見を広められるよう「コンプライアンス専門課程研修」では、外部講師を招いたオープン講義を設け、研修生以外の職員に対しても広く受講を呼びかける。

また、各ブロックや各事務所単位で、コンプライアンス啓発のための講習会等を積極的に開催していく。

(取組実績)

1) 外部講師による発注者綱紀保持に関する講義

- ・令和3年12月3日：「入札談合等関与行為防止について」〈オープン講義〉
(公正取引委員会近畿中国四国事務所)
- ・令和2年12月3日：「外部から見た公務員のコンプライアンス」
(発注者綱紀保持担当弁護士)

なお、「入札談合等関与行為防止について」は、当日、受講出来ない職員のため、動画撮影し、近畿地方整備局公開フォルダにて、後日、全職員が閲覧できるようにしました。

2) 不当要求対策に関する講習会等

令和3年10月29日	「三重県不当要求行為等防止対策講演会」 (警察、暴追センター、弁護士会)
令和3年11月4日	「滋賀県公共事業等行政対象暴力対策協議会講演会」 (警察、暴追センター)
令和3年11月11日	和歌山県域「暴力団等排除連絡協議会、不当要求に関する講習会」 (警察、暴追センター、弁護士会) Web併用
令和3年11月30日	大阪府域「不当要求行為に関する意見交換会」 (警察、暴追センター、弁護士会)
令和4年1月6日	奈良県域「暴力団等排除連絡協議会、奈良ブロック不当要求対策講習会」 (警察、暴追センター、弁護士会) Web併用
令和4年2月10日	兵庫県域「不当要求に関する講習会」 (警察、暴追センター、弁護士会) Web
令和4年2月9日 ～2月24日	福井県域「暴力団等排除・不当要求対策研修会」 (警察、暴追センター、弁護士会)

3) ハラスメントに関する講習会等

5月12日～6月11日	「ハラスメント相談員講習会」ビデオ配信
12月3日～1月31日	「ハラスメント講習会」(一般向け)ビデオ配信
12月22日、 1月12～14日、19日、26	「アンガーマネジメント講習」 (管理職員等向け)映像配信
10月15日	「大阪ブロックハラスメント講習会」Zoom配信
11月19日	「奈良ブロックハラスメント講習会」Zoom配信
11月26日	「和歌山ブロックハラスメント講習会」Zoom配信

4) 事務所におけるコンプライアンス講習会等

開催日	講習会名
令和3年 7月20日	京都ブロック「コンプライアンス講習会」
7月21日	港湾ブロック「コンプライアンス講習会」
7月30日	和歌山ブロック「コンプライアンス講習会」
10月15日	大阪ブロック「コンプライアンス講習会」
11月19日	奈良・三重ブロック「コンプライアンス講習会」
令和4年 1月20日	滋賀ブロック「コンプライアンス講習会」

(2) 所属、役職、年齢等の属性ごとの特性に応じた講習会等

適正業務管理官その他の取組の実施を中心となって行う者は、理解度チェックの結果を踏まえ、所属、役職、年齢等の属性（以下「各属性」という。）ごとに理解度が不足していると認められる内容を中心に、理解の底上げを図るための取組を実施する。

実施方法については、ブロック又は事務所単位の講習会に加え、各属性の関係者が参加する会議等の場を活用し、各属性の職員との意見交換等を通じて当該属性が置かれている立場や状況等を十分理解し、要点を絞った内容で説明を行う。また、さらに必要が認められる場合にはアンケート調査等も追加で実施していく。

(取組実績)

- ・令和3年 5月31日：出向者会議
- ・令和3年 9月13日：出張所長・建設監督官会議
- ・令和3年11月11日：管内技術課長・建設専門官等会議
- ・令和4年 1月19日：管内事務所長会議
- ・令和3年 4月 1日～令和4年3月31日：

期間業務職員に対するコンプライアンス意識の醸成に関する取組
(高知事案DVD視聴)

4 所内会議等によるコンプライアンスに関する啓発

事務所コンプライアンス・チームは、所内会議等を通じて、コンプライアンス全般に関して、職員への啓発活動等を定期的に行う。昨年度に引き続き、コンプライアンス違反に関する事案等の周知に加え、毎月、テーマを決めたコンプライアンスに係る課題を職員へ周知するなど、職員のコンプライアンスに対する意識が高まるような取組を行う。

なお、コンプライアンス違反に関する事案や課題等については、適宜、適正業務管理官等から提供する。

(取組実績)

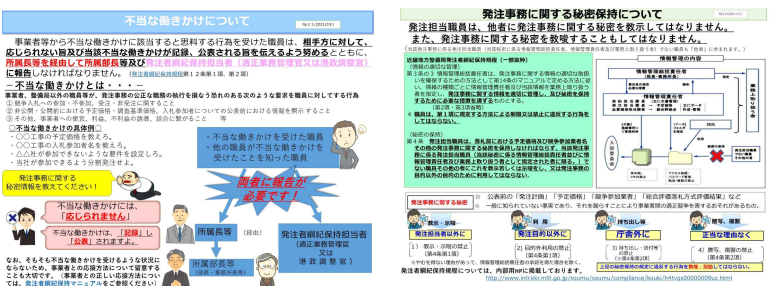
概ね毎週1回開催される各事務所の幹部職員で構成される所内会議や概ね月1回開催される各事務所の課内会議において、適宜、コンプライアンスに関する注意喚起を行いました。

また、本局適正業務管理官チームから、月1回程度、公務員の不祥事案の報道などコンプライアンスに係る情報を事務所コンプライアンス・チームに提供することにより、現実に生じているコンプライアンス事案を周知し、職員がより身近な問題としてコンプライアンスを捉えられるよう努めました。

○コンプライアンス情報



○コンプライアンスに関する職員周知



5 「コンプライアンス等携帯シート」の配布・携帯

適正業務管理官及びコンプライアンス推進責任者である事務所長は、職員のコンプライアンス意識の徹底及び日々の行動に役立つ資料としてコンプライアンスに関する基本的な事項を網羅した「コンプライアンス等携帯シート」を、必要に応じて改訂し、全職員に配布し携帯させる。

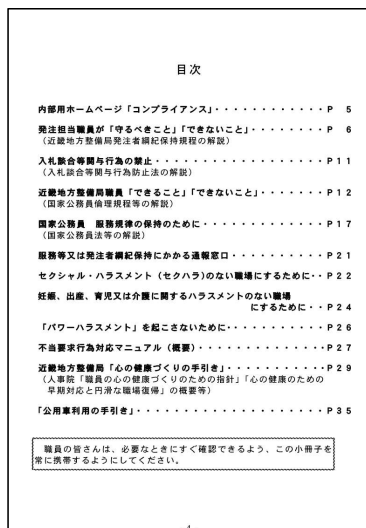
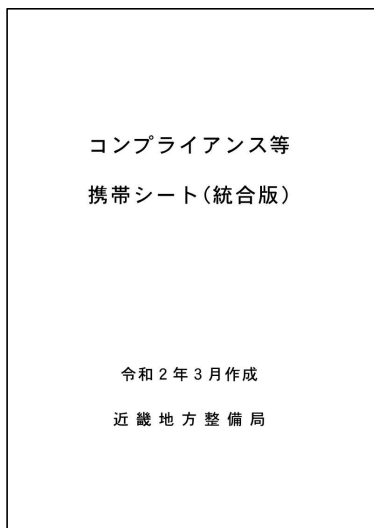
(取組実績)

本局及び全事務所において、「コンプライアンス等携帯シート」を作成し、全職員に配布して携帯させています。

また、第1回コンプライアンストレーニングにおいて、「コンプライアンス等携帯シート」の配付について確認するとともに、新規採用者、転入者に対して概要を説明しました。

さらに、

- コンプライアンス等携帯シート
(※携帯用A6サイズ冊子)



○職員周知情報

コンプライアンス等携帯シートについて

近畿地方整備局が広く社会に役立つ存在であり続けるためには、職員一人一人が、法令の遵守はもとより国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果たしていく意識を持ちつつ職務に精励することが肝要です。

この「コンプライアンス等携帯シート」は、そのための一助となるよう、職員のみならずコンプライアンス等についてわからないことや困ったことがあったときに、いつでも参照できるように作成しました。この携帯シートは日常的に携帯し、活用するようにしてください。

コンプライアンス等携帯シート(内部用ホームページへリンクします)
www.nitr.kkr.mlit.go.jp/soumu/sosumu/compliance/mobile_sheet/4tvg900000002.html

* 掲載しておりますのは本局版です。事務所版については事務所担当者にお問い合わせください。

こんな時にご利用ください

- ・発注者編成規程に抵触すると思われる事実を知ったとき
- ・不当な働きかけと思われる行為を受けたとき
- ・報告・通報制度について知りたいとき
- ・入札談合等関係行為の禁止について知りたいとき
- ・不当要求行為対応マニュアルについて知りたいとき
- ・「できること」「できないこと」について知りたいとき
- ・セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)について知りたいとき
- ・「パワー・ハラスメント」について知りたいとき
- ・「心の健康づくりの手引き」について知りたいとき
- ・「公用車利用の手引き」について知りたいとき

8 eラーニングシステムを活用したコンプライアンスに関する啓発

適正業務管理官その他の取組の実施を中心となって行う者は、研修や講習会に参加する機会の少ない職員も無理なく自席で受講できるよう、eラーニングシステムを活用し、職員一人一人のコンプライアンスに関する知識の向上と意識の定着を図る。

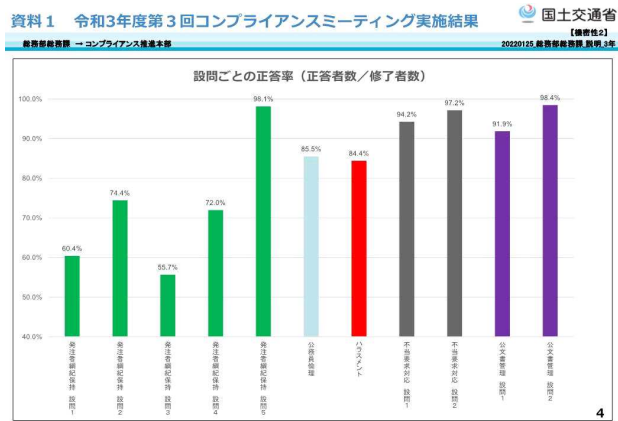
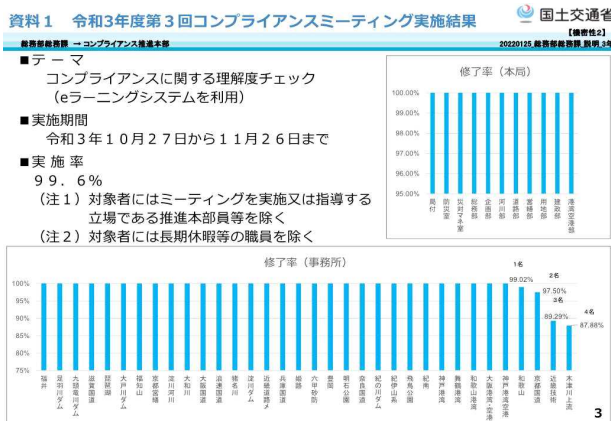
また、同システムを利用した理解度チェックやアンケート調査を行い、それにより得られる解答（回答）結果データ等を分析、活用し、整備局のコンプライアンスの推進の底上げに繋げる。

(取組実績)

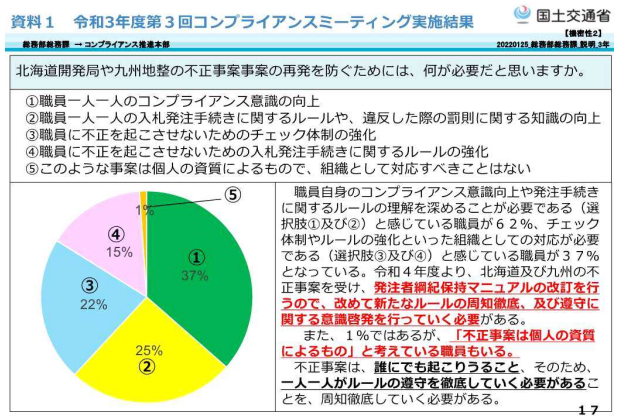
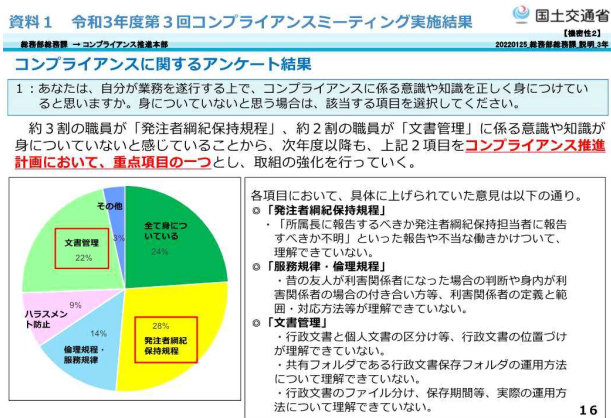
令和元年度に導入した香川県が開発したeラーニングシステム（K-navi）を利用し、第3回コンプライアンスミーティングを実施しました。eラーニングシステムで回答結果を集計することができるため、所属や年齢などの属性ごとに正答率などを分析することが可能となっています。

また、令和3年度に発覚した北海道開発局及び九州地方整備局の不正事案を受け、コンプライアンスに関するアンケートも実施しました。

○理解度チェック



○コンプライアンスに関するアンケート



9 退職予定者に対するコンプライアンスに関する事項の周知徹底

人事課は、退職後におけるコンプライアンスの徹底を図るため、退職予定者に対し、コンプライアンスの心構え、入札談合等関与行為の事例、入札談合等に関与した場合の厳しいペナルティ及び再就職規制等の説明を個別に行う。

(取組実績)

定年退職予定者に対して、再就職規制等の説明を個別に行いました。

また、「定年退職予定者年金・再任用募集要領等説明会」においても、再就職規制等について説明しました。

IV 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

コンプライアンス推進本部会議は、コンプライアンス推進責任者等から事務所におけるコンプライアンスに関する取組状況等を聴取するモニタリングを継続して実施するとともに、聴取した内容を各事務所のコンプライアンス推進責任者と共有する。

モニタリングでは、「コンプライアンスに対する事務所長としての姿勢」や「コンプライアンスに関する独自の取組内容、力を入れている取組内容」等を中心とした内容を聴取するが、画一的にならないよう聴取内容の工夫を図っていく。

(取組実績)

コンプライアンス推進本部会議の場を活用して、各回2名のコンプライアンス推進責任者（事務所長）から、

1. 事務所長としてのコンプライアンスの推進に関する意識等

- ①どのようにマネジメントを行っているのか、特に力を入れて取り組んでいる点等
- ②コンプライアンスミーティング及びコンプライアンストレーニング結果の活用

2. コンプライアンスに関する事務所の取組について

〔5月・9月テーマ：ハラスメント〕

- ①ハラスメントのない良好な職場環境を確保するために、事務所のトップである事務所長として重要と考えていること
- ②ハラスメントのない良好な職場環境を確保するために、行っている事務所の取組（対応）
- ③職場でハラスメントが行われていないかどうか積極的に把握するために行っていること

〔6月テーマ：情報管理〕

- ①令和元年度の不適切な事案である「事務所入札結果情報漏えい事案」を踏まえた事務所における再発防止の取組（対応）

〔7月・11月テーマ：不当な働きかけ等への対応〕

- ①発注者綱紀保持規程第12条に規定する「事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合」の、適切な対応方法について、職員への徹底のため、事務所が行っている取組（対応）
- ②発注者綱紀保持規程第6条に基づく「規程に抵触すると思料する事実を確認等したときの報告」について、所属職員への周知徹底のため、事務所が行っている取組（対応）

〔10月テーマ：不当要求行為対応〕

- ①不当要求及び悪質クレーマーに関する事務所の体制（弁護士、警察等の外部機関を含む）、及び、適切な対応のため、職員に対し行っている取組（対応）
- ②過去数年において対応した事例の紹介

〔12月テーマ：公文書管理（※11月の「国土交通省文書整理月間」実施取組）〕

- ①適切な公文書管理の徹底に関する職員の意識を醸成するため、事務所において行っている取組（対応）
- ②「紙文書ファイリング用具（背表紙）への作成年度、名称等の所定事項の表示」を徹底するため、事務所において行っている取組（対応）
- ③「作成した行政文書（電子データ）を名前を付けて保存する際、ファイル名に作成日等の明記」

を徹底するため、事務所において行っている取組（対応）

〔1月テーマ：服務規律・公務員倫理（※12月の「国家公務員倫理月間」実施取組）〕

- ① 飲酒や酒気帯運転による交通事故防止を図るため、事務所において行っている取組（対応）
- ② 利害関係者との飲食における倫理規程の遵守の徹底を図るため、事務所において行っている取組（対応）

3. 応札・受注割合の推移状況等について、

取組状況を聴取しました。

また、令和3年3月30日に、令和2年度のコンプライアンスに関する取組結果を近畿地方整備局のホームページで公表しました。

○コンプライアンス推進責任者からの取組状況報告

会議開催日	コンプライアンス推進責任者	
令和3年 5月31日	福知山河川国道事務所長	紀南河川国道事務所長
7月27日	淀川河川事務所長 大阪国道事務所長	六甲砂防事務所長 和歌山港湾事務所長
9月28日	浪速国道事務所長	兵庫国道事務所長
10月26日	紀の川ダム統合管理事務所長	近畿技術事務所長
11月24日	福井河川国道事務所長	木津川上流河川事務所長
12月14日	紀伊山系砂防事務所長	淀川ダム統合管理事務所長
令和4年 1月25日	足羽川ダム工事事務所長	和歌山河川国道事務所長

資料5-1 コンプライアンス推進責任者からの取組状況報告 国土交通省

紀の川ダム統合管理事務所コンプライアンス推進責任者(事務所長)ーコンプライアンス推進本部

20211028 紀の川ダム統合管理事務所 報告 3年

【(機密性2)】

○ 紀の川ダム統合管理事務所におけるコンプライアンスの取組状況について

1. 事務所長としてのコンプライアンスの推進に関する意識等について

① どのようなマネジメントを行っているのか、特に力を入れて取り組んでいる点等

- ・年度当初の所内会議において、コンプライアンス全般（R3コンプラ推進計画、ハラスメント防止、発注者側記録保持等）について、資料配付を行うとともに、法令遵守の重要性について注意喚起を行っている。また、今年度は「コンプライアンス等携帯シート」の最新版を全職員に配付した。
- ・毎月、本局から送付される、「コンプラ情報」及び「職員周知」については、所内会議での周知と併せて各所属職員へメールで周知を図っている。
- ・各課のカウンターや会議室毎に「事業者等との応接方法」を見える箇所に設置し、対応者、相手方及びそれ以外の職員にも周知出来るように見える化を行っている。
- ・風通しの良い職場づくり、話しやすい職場環境をとするため、所長室の扉は開放し、職員がいつでも相談しやすい環境をつくることと、在宅勤務者と1日1回でも連絡を取るよう機会ある毎に所属長には、所属職員に対する目配り気配りを指導している。

②コンプライアンスミーティング及びコンプライアンストレーニングの結果の活用

- ・コンプライアンスミーティングの実施にあたっては、各課のミーティングに所長又は副所長が可能な限り参加することで、職員のコンプライアンスに対する意識向上を図っている。
- ・コンプライアンスミーティング及びトレーニングの結果については、適宜、必要に応じて所内会議等で周知することとしている。

19

資料5-1 コンプライアンス推進責任者からの取組状況報告 国土交通省

紀の川ダム統合管理事務所コンプライアンス推進責任者(事務所長)ーコンプライアンス推進本部

20211028 紀の川ダム統合管理事務所 報告 3年

【(機密性2)】

2. コンプライアンスに関する事務所の取組について

(10月テーマ：不当要求対応)

- ・体制については、「紀の川ダム統合管理事務所不当要求行為等対策部設置要領」により、所内に対策部を設置しており、日常的には、些細な事業についても、適宜、メール及び所内会議での情報共有を図っている。また、事業が発生時には、別途、法律相談なども活用し、速やかに対応することとしている。
- ・庁舎玄関及び執務室には、プレート・ポスターを掲示するとともに、突然の来庁時には、あらかじめ決めてある、会議室（録音、撮影機器等設置済み）に案内するよう、所属職員に周知している。
- ・「近畿地方整備局・奈良県警察 暴力団等排除連絡協議会」（構成：本局、奈良県内を所管する6事務所、奈良県警（所轄警察署含む）及び奈良県暴団センター）を組織しており、毎年、総会を開催するなど、関係機関との連携を図っている。また、総会開催時には、「奈良B K不当要求対策講習会」を併せて実施し、昨今の情勢の把握及びR Pによる不当要求対応の実践的な講習を行っている。

3. 応札・受注割合の推移状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1) 事務所における平均落札率	該当なし	該当なし	該当なし
一般土木C等級	該当なし	該当なし	該当なし
工事全体	89.41% (8件)	95.26% (4件)	94.85% (4件)
業務全体	90.05% (21件)	90.54% (20件)	90.14% (16件)
2) 受注1社最大受注割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般土木C等級(金額 ^〆 -)	該当なし	該当なし	該当なし
受注会社数	該当なし	該当なし	該当なし

20

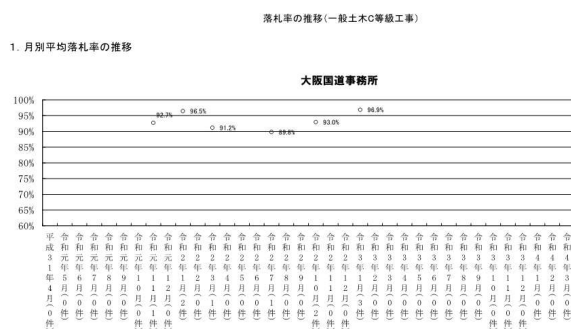
2 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

応札状況の透明化・情報公開のため、事務所ごとの年間を通じた一般土木工事（C等級）及び港湾土木工事（B等級）の落札率及び業者別年間受注額・受注割合について、引き続きホームページで公表する。

（取組実績）

平成30年度、令和元年度、令和2年度の事務所ごとの年間を通じた一般土木工事（C等級）及び港湾土木工事（B等級）の落札率及び業者別年間受注額・受注割合を、近畿地方整備局ホームページで公表しました。

また、平成31年度から令和3年度までの一般土木工事（C等級）の月別平均落札率を、ホームページで公開しました。



2. 年度別平均落札率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年度平均落札率	91.9%	93.5%	93.2%
落札件数	3件	4件	6件

3 コンプライアンストレーニングの実施

各ブロックコンプライアンス・チームは、過去の不正事案に対する再発防止策等の既定のルールが実践されているかの診断及び職場運営のあり方についての啓発指導を行い、再発防止策の取組等を風化させることのないように、組織の健康づくりに向けた取組を引き続き実施する。

(取組実績)

各種再発防止対策の項目の中から、その時期に合った項目を設定し、年3回コンプライアンストレーニングを実施しました。

第1回、第3回は、各ブロックごとに他の事務所の副所長が、当該事務所において再発防止対策等が適正に実施されているか、チェックシートを用いて出席者間で確認するとともに、意見交換を行いました。

第2回は、各ブロックごとに他の事務所の総務課長が、当該事務所において再発防止対策等が適正に実施されているか、チェックシートを用いて当該事務所の総務課長との間で確認するとともに、意見交換を行いました。

○第1回コンプライアンストレーニング

実施時期：令和3年6月～7月

実施内容：①コンプライアンス意識向上の取組

②コンプライアンスの推進体制

③綱紀保持の徹底

④不当要求行為対応

⑤危機管理

⑥業務委託の適正化

⑦行政文書管理の適正化

○第2回コンプライアンストレーニング

実施時期：令和3年8月～10月

実施内容：①執務環境の整備等（発注者綱紀保持、不当要求行為対応）

②業務委託の適正化（車両管理業務）

③庁舎管理（代表者の選任等、庁舎の目的外使用等、災害の防止）

④官貸与携帯電話の情報保持（紛失時の対応等）

⑤情報セキュリティ（外部記録媒体の取扱い）

○第3回コンプライアンストレーニング

実施時期：令和3年12月～令和4年1月

実施内容：①発注事務に関する情報管理の徹底

（機密情報の管理方法、情報仮責任者等の指定等、情報管理ルールの周知徹底）

②図面作成業務の適正な執行（手続きの見直し、検査手続きの厳格化）

③予算管理の厳格化（予算管理の体制、方法）

V コンプライアンスへの取組に関する内部監査

主任監査官は、一般監査において、コンプライアンスに係る事項も監査を行う。

(取組実績)

令和3年度近畿地方整備局一般監査実施計画書において、次の1, 2の事項を重点監査項目とし、監査を行いました。

1. 入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組

- ①コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- ②事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- ③機密情報管理の徹底に関する取組
- ④応札・落札状況の分析に関する取組

2. 行政文書管理に関する取組

- ①行政文書の管理状況

No	実施日	対象事務所
1	令和3年11月18日	足羽川ダム工事事務所
2	11月19日	大戸川ダム工事事務所
3	11月26日	舞鶴港湾事務所
4	12月1日	琵琶湖河川事務所
5		滋賀国道事務所
6	12月6日	福知山河川国道事務所
7	12月7日	六甲砂防事務所
8		兵庫国道事務所
9	12月9日	奈良国道事務所
10	12月13日	京都国道事務所
11	12月15日	大和川河川事務所
12	12月16日	大阪港湾・空港整備事務所
13	12月17日	紀の川ダム統合管理事務所
14		紀伊山系砂防事務所
15	12月23日	近畿道路メンテナンスセンター
16		淀川ダム統合管理事務所

上記監査を実施した結果、概ね適切に取り組んでいることが確認できたが、「③機密情報管理の徹底」については、情報管理役職表が現状に適合していない事例や情報の管理状況の点検・報告ができていない事例等が見受けられたことから、適切に実施するよう指導しました。

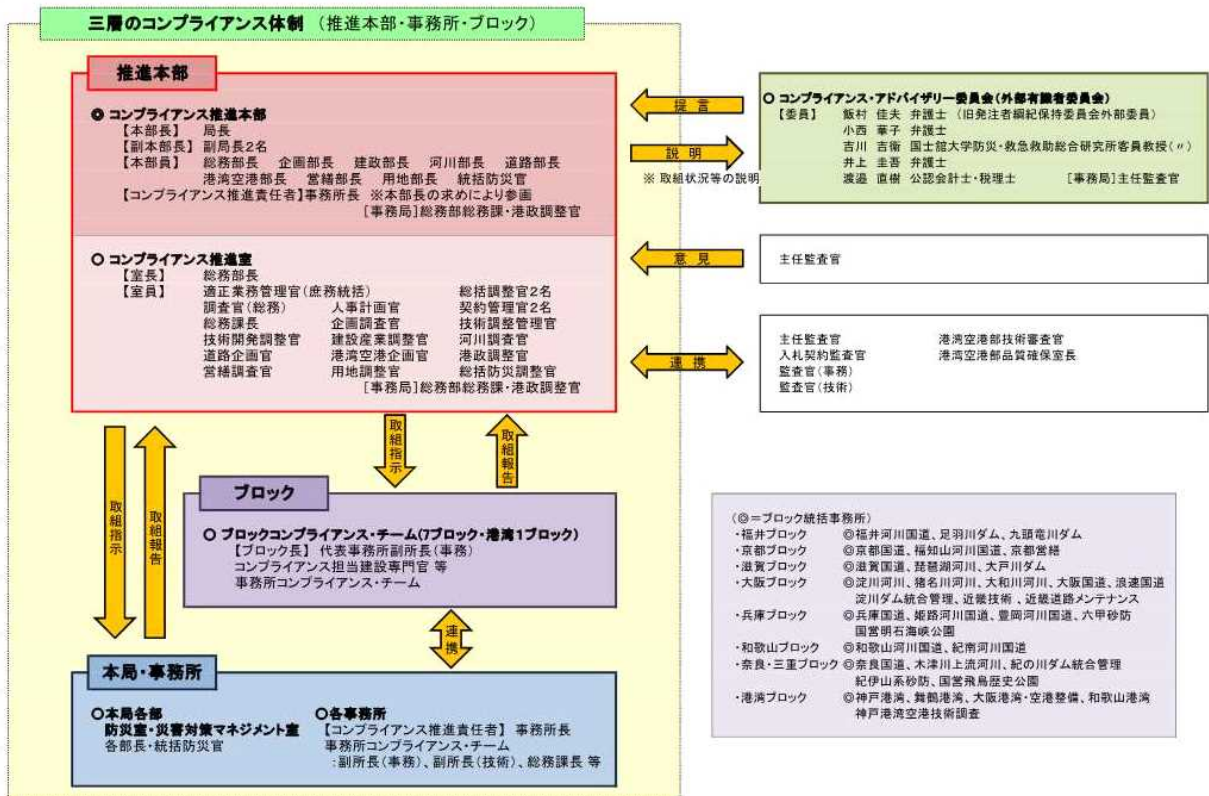
VI コンプライアンス推進体制

1 コンプライアンス推進本部

コンプライアンス推進本部は、引き続き、近畿地方整備局におけるコンプライアンス等の強化を図るため、コンプライアンス推進計画を作成し、ブロックコンプライアンス・チーム、事務所コンプライアンス・チームに取組を指示し、同計画の実施の推進を図るとともに、その実効性を確保するために必要な措置を講じる。

コンプライアンス推進本部は、原則として、毎月1回開催するものとする。

近畿地方整備局コンプライアンス推進体制 (R3.1~)



(取組実績)

コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進室を事務局として、以下のとおりコンプライアンス推進本部会議を原則毎月開催し、コンプライアンス推進計画の実施状況を把握しました。

- 第1回推進本部会議 (令和3年4月27日開催)
 - ・令和3年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画
 - ・令和2年度第4回コンプライアンスミーティングの実施状況報告
- 第2回推進本部会議 (令和3年5月31日開催)
 - ・令和3年度第1回コンプライアンスミーティングの実施について
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
(福知山河川国道事務所、紀南河川国道事務所)

- 第3回推進本部会議（令和3年7月27日開催）
 - ・令和3年度コンプライアンス推進室員事務所巡回について
 - ・令和3年度第2回コンプライアンスミーティングの実施について
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（淀川河川事務所、六甲砂防事務所、大阪国道事務所、和歌山港湾事務所）

- 第4回推進本部会議（令和3年9月28日開催）
 - ・令和3年度第1回コンプライアンスミーティング実施結果報告
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（浪速国道事務所、兵庫国道事務所）

- 第5回推進本部会議（令和3年10月26日開催）
 - ・上半期の取組状況
 - ・下半期の取組（案）
 - ・令和4年度コンプライアンス推進計画策定スケジュール等（案）
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（紀の川ダム統合管理事務所、近畿技術事務所）

- 第6回推進本部会議（令和3年11月24日開催）
 - ・令和3年度第2回コンプライアンスミーティングの実施結果報告
 - ・北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書について
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（福井河川国道事務所、木津川上流河川事務所）

- 第7回推進本部会議（令和3年12月14日開催）
 - ・令和3年度第4回コンプライアンスミーティングの実施について
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（紀伊山系砂防事務所、淀川ダム統合管理事務所）

- 第8回推進本部会議（令和4年1月25日）
 - ・令和3年度第3回コンプライアンスミーティング実施結果報告
 - ・コンプライアンス推進責任者から事務所の取組状況報告
（足羽川ダム工事事務所、和歌山河川国道事務所）

- 第8回推進本部会議（令和4年2月22日開催）
 - ・令和3年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況
 - ・令和3年度コンプライアンス推進室員による事務所巡回の状況
 - ・令和4年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画（案）

- 第4回推進本部会議（令和4年3月22日開催）
 - ・令和4年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画（決定）

2 コンプライアンス推進室

コンプライアンス推進室は、コンプライアンス推進本部の所掌事務を補佐し、推進計画を効果的・効率的に推進する。

コンプライアンス推進室員は、原則2人1組で、分担して1年で全ての事務所を巡回し、コンプライアンス推進責任者及び事務所コンプライアンス・チームメンバーと必要な情報共有を図るとともに、意見交換を進める。

(取組実績)

推進室会議を定期的で開催し、コンプライアンス推進計画の実施状況についての意見交換、令和4年度コンプライアンス推進計画（案）の作成等を行いました。

また、推進室員19名が、2名（事務・技術）のチームで全ての事務所（34事務所）を巡回し、「コンプライアンスの徹底に関する取り組み」、「事業者等との応接方法の実態」、「情報管理の適正化」、「ハラスメントの防止等」、「公文書管理の取り組み状況」等について、コンプライアンス推進責任者（事務所長）及び事務所コンプライアンス・チームメンバー（副所長・総務課長）と情報共有及び意見交換を行いました。

なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事務所を除き、Webにて実施しました。

○令和3年度コンプライアンス推進室員による事務所巡回実績

事務所名	担当推進室員			事務所名	担当推進室員		
	事務官	技官	確定		事務官	技官	確定
1 琵琶湖河川事務所	江藤適正業務管理官	堤技術開発調整官	R3.9.16	28 大和川河川事務所	石堂建設産業調整官	成宮河川調査官	R3.11.25
2 奈良国道事務所	江藤適正業務管理官	久内総括防災調整官	R3.9.29	29 姫路河川国道事務所	福田用地調整官	堤技術開発調整官	R3.11.26
3 木津川上流河川事務所	福田用地調整官	西野道路企画官	R3.10.6	30 近畿技術事務所	福田用地調整官	嶋田企画調査官	R3.12.6
4 浪速国道事務所	田中契約管理官	西野道路企画官	R3.10.8	31 淀川ダム統合管理事務所			
5 大戸川ダム工事事務所	石堂建設産業調整官	堤技術開発調整官	R3.10.12	32 六甲砂防事務所	朝夷人事計画官	久内総括防災調整官	R3.12.7
6 神戸港湾空港技術調査事務所	花田港湾空港企画官	内山港政調整官	R3.10.13	33 京都営繕事務所	田中契約管理官	成宮河川調査官	R3.12.8
7 国営明石海峡公園事務所	江藤適正業務管理官	増田技術調整管理官	R3.10.14	34 豊岡河川国道事務所	河村調査官	成宮河川調査官	R4.1.6
8 兵庫国道事務所	中尾総務課長	成宮河川調査官	R3.10.14				
9 神戸港湾事務所	石井総括調整官	内山港政調整官	R3.10.15				
10 大阪港湾・空港整備事務所	宮部契約管理官	内山港政調整官	R3.10.18				
11 猪名川河川事務所	朝夷人事計画官	西野道路企画官	R3.10.19				
12 和歌山港湾事務所	石井総括調整官	内山港政調整官	R3.10.22				
13 紀南河川国道事務所	朝夷人事計画官	嶋田企画調査官	R3.10.22				
14 淀川河川事務所	河村調査官	増田技術調整管理官	R3.10.25				
15 近畿道路メンテナンスセンター							
16 舞鶴港湾事務所	石井総括調整官	内山港政調整官	R3.10.29				
17 京都国道事務所	江藤適正業務管理官	堤技術開発調整官	R3.11.8				
18 紀伊山系砂防事務所	齊木総括調整官	嶋田企画調査官	R3.11.8				
19 紀の川ダム統合管理事務所							
20 九頭竜川ダム統合管理事務所	中尾総務課長	久内総括防災調整官	R3.11.10				
21 国営飛鳥歴史公園事務所	中尾総務課長	福岡営繕調査官	R3.11.12				
22 滋賀国道事務所	齊木総括調整官	福岡営繕調査官	R3.11.12				
23 大阪国道事務所	齊木総括調整官	増田技術調整管理官	R3.11.16				
24 和歌山河川国道事務所	河村調査官	福岡営繕調査官	R3.11.17				
25 福知山河川国道事務所	石堂建設産業調整官	増田技術調整管理官	R3.11.24				
26 福井河川国道事務所	田中契約管理官	福岡営繕調査官	R3.11.25				
27 足羽川ダム工事事務所							

意見交換のテーマ（一部抜粋）

- コンプライアンス徹底についての取組
- 発注者綱紀保持関係
 - ・事業者との応接ルール
 - ・入札契約情報管理の徹底
 - ・コンプライアンスミーティング・トレーニング
 - ・過去の不正事案及び再発防止策の活用
- 服務・倫理関係
- ハラスメント防止関係
- 不当要求行為対応等関係
- 行政文書管理関係
- その他
 - ・コロナ禍における事務所運営及び事業執行について
 - ・事務所・本局間の「報告・連絡・相談」について
 - ・入札契約手続きに関する業務について

3 ブロックコンプライアンス・チーム

管内事務所を8ブロックに分割した「ブロックコンプライアンス・チーム」は、チームメンバー相互の連携、情報共有（コンプライアンスミーティング及びトレーニングの結果、時宜にかなったコンプライアンス情報、既定のルールの周知徹底）、事務所の懸案事項についての意見交換を行い、コンプライアンスの推進強化を図る。

また、指導的立場にあるコンプライアンス担当建設専門官等（ブロックチームの事務局長）は、適正業務管理官が原則毎月1回開催するコンプライアンス担当建設専門官等会議に参加し、ブロック内事務所と情報等を共有する。また、ブロック内でコンプライアンスに対する意識の啓発活動や運営等を行う。

(取組実績)

1) ブロック体制

8ブロック体制とした「ブロックコンプライアンス・チーム」において、ブロックでの意見交換やコンプライアンストレーニングの実施等の取組を行いました。

○ブロック体制

- ・福井ブロック ◎福井河川国道、足羽川ダム、九頭竜川ダム
- ・京都ブロック ◎京都国道、福知山河川国道、京都営繕
- ・滋賀ブロック ◎滋賀国道、琵琶湖河川、大戸川ダム
- ・大阪ブロック ◎淀川河川、猪名川河川、大和川河川、大阪国道、浪速国道、淀川ダム統合管理、近畿技術、近畿道路メンテナンスセンター
- ・兵庫ブロック ◎兵庫国道、姫路河川国道、豊岡河川国道、六甲砂防、国営明石海峡公園
- ・奈良・三重ブロック ◎奈良国道、紀伊山系砂防、木津川上流河川、紀の川ダム統合管理、国営飛鳥歴史公園
- ・和歌山ブロック ◎和歌山河川国道、紀南河川国道
- ・港湾ブロック ◎神戸港湾、舞鶴港湾、大阪港湾・空港整備、和歌山港湾、神戸港湾空港技術調査

(◎は、コンプライアンス担当建設専門官ポストの存するブロック統括事務所)

2) コンプライアンス講習会の開催

各ブロックにおいて、発注者綱紀保持、サービス・公務員倫理、ハラスメントの防止、不当要求対策、行政文書管理等をテーマに講習会を開催しました。

○コンプライアンス講習会等

開催日	講習会名
令和3年 7月20日	京都ブロック「コンプライアンス講習会」
7月21日	港湾ブロック「コンプライアンス講習会」
7月29日～11月2日	京都ブロック「ハラスメントWeb講習」
7月30日	和歌山ブロック「コンプライアンス講習会」
10月4日～12月24日	京都ブロック「不当要求対策Web講習」
10月15日	大阪ブロック「コンプライアンス講習会」
11月4日	滋賀ブロック「不当要求行為対策講習会」
11月19日	奈良・三重ブロック「コンプライアンス講習会」
11月26日	和歌山ブロック「ハラスメント・サービス・倫理講習会」
令和4年 1月6日	奈良ブロック「不当要求対策講習会」
1月20日	滋賀ブロック「コンプライアンス講習会」
2月10日	兵庫ブロック「不当要求講習会」
2月9日～2月24日	福井ブロック「暴力団排除・不当要求対策研修会」

3) コンプライアンス担当建設専門官等会議の開催

コンプライアンス担当建設専門官等会議を原則毎月1回開催し、「コンプライアンスミーティングのテーマについての意見交換」、「コンプライアンスに関するトピックの情報提供」、「各ブロックにおけるコンプライアンスの取組」等について、情報共有及び意見交換を行いました。

○コンプライアンス担当建設専門官等会議

開催日	主 な 議 題
令和3年 4月28日	令和3年度各ブロックコンプライアンス推進計画について 外
6月 1日	令和3年度コンプライアンスミーティングの実施について 外
7月28日	令和3年度コンプライアンス推進室員の事務所巡回 外
9月29日	令和3年度第1回コンプライアンスミーティング実施状況報告
10月27日	上半期の取組状況、下半期の取組(案) 外
11月25日	令和3年度第2回コンプライアンスミーティング実施状況報告
12月14日	令和3年度第4回コンプライアンスミーティングの実施について
令和4年 1月26日	令和3年度第3回コンプライアンスミーティング実施結果報告
2月24日	令和3年度コンプライアンス取組状況 外
3月23日	令和4年度コンプライアンス推進計画決定 外

4 事務所コンプライアンス・チーム

副所長、総務課長等で構成される「事務所コンプライアンス・チーム」は、所内会議等を活用し、職員への再発防止策の周知徹底、フォローアップ、コンプライアンスの日常啓発等事務所におけるコンプライアンス対策の一層の推進を図る。

(取組実績)

各事務所において、コンプライアンス推進責任者(事務所長)又は事務担当副所長が、所内会議などを通じて、「コンプライアンス全般に関する注意喚起」、「再発防止策の周知徹底」、「コンプライアンスに関する情報提供」、「公務員の不祥事例の周知及び注意喚起」等を行いました。

また、事務所独自の取組として講習会、勉強会等を開催し、職員の意識向上に努めました。

5 コンプライアンス・アドバイザリー委員会

外部有識者で構成される「近畿地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」は、コンプライアンス推進の取組結果及び次年度推進計画等について委員の意見を伺い、取組等に反映する。

なお、万が一不適正な事案が発生した場合には、同委員会に調査結果等を報告し委員の意見を伺い再発防止対策等に反映する。

(取組実績)

令和4年3月7日に開催し、令和3年度の近畿地方整備局コンプライアンス推進の取組結果を報告し、適正との評価を得ました。また、令和4年度近畿整備局コンプライアンス推進計画(案)に対して委員からいただきました助言・意見を踏まえ、令和4年3月22日に開催されました近畿地方整備局コンプライアンス推進本部において推進計画の決定をしました。

なお、今年度は、委員会に報告すべき不適正な事案は発生していません。

おわりに

近畿地方整備局では、近年重大な不祥事が発生していません。これは、コンプライアンスに対する継続的な取組の実施により、近畿地方整備局の全職員のコンプライアンスに対する意識が醸成され、重要性が認識された結果であると考えられます。

しかしながら、コンプライアンス理解度チェックでは、一部の取組について理解が十分とは言いきれない結果や一般監査においても改善を要する事項が見受けられました。

さらに、令和3年度において、北海道開発局及び九州地方地方整備局の職員が入札談合等関与行為等により逮捕された案件が発生しました。

これを受け、近畿地方整備局職員にも「事業者等から不当な働きかけを受けた場合、どう対応すべきか」についてアンケートを行ったところ、「拒否はするが、所属長及び発注者綱紀保持担当者に報告しない」「相手方に公表、記録する旨までは伝えない」との回答が1.9%あり、再度、発注者綱紀保持に係る制度の周知徹底、及び、公平かつ適正な業務執行に係る意識の向上を図っていく必要があります。

また、近畿地方整備局管内の地方自治体の職員が収賄、入札情報漏えい及び官製談合で逮捕された事案や、不適切な業務処理、ハラスメント等で処分された事案の報道が複数ありました。これらの実際に起きた不適切な事案を「他山の石」として、コンプライアンスに対する職員の意識のより一層の醸成を図っていくことも重要であります。

今後、これらの課題への対策も含めた令和4年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画に基づき、引き続きコンプライアンスの推進に努めてまいります。